第７章　保健医療計画

１　地域保健医療の現状

○　かつてない急速な高齢化は、私たちの生活に様々な影響を及ぼしています。疾病構造の変化もその一つです。戦後しばらくは感染症に対する医療や予防を中心に保健医療施策が進められてきましたが、現在はがん、心臓疾患、脳卒中など生活習慣に起因する疾病への対策が重要な課題になっています。高齢化にともない医療需要は急増しており、社会保障制度の維持や生活の質の確保のためにも、こうした生活習慣病を予防する栄養・運動・喫煙・口腔保健などの対策に期待が集まっています。

○　世界的に危惧されている新型インフルエンザの発生やテロの勃発なども新たな健康危機としてとらえ、そうした緊急事態に対応する危機管理としての公衆衛生行政を充実することにより、安心して生活し健康の維持増進に励むことができる地域社会の実現が求められています。

○　こうした変化を受けて、国は社会保障構造改革の一環として医療制度改革を行い、医療法の改正や介護保険法などによる医療と保険の安定維持を図っています。また平成 12 年に壮年期死亡の減少や健康寿命の延伸と生活の質の向上を目指して「健康日本 21」を策定し、この法的基盤として平成 14 年に「健康増進法」、17 年に「食育基本法」、18 年に「自殺対策基本法」、19 年に「がん対策基本法」を制定しています。

○　東京都においても、平成 13 年に「東京都健康推進プラン 21」を策定、18 年に糖尿病・がん・心の健康を３つの課題として「東京都健康推進プラン 21 後期５か年戦略」を策定しています。また平成 20 年 3 月には「東京都保健医療計画」を改定し、がんや脳卒中などの生活習慣病に対する地域医療連携体制を充実するとともに、健康危機管理体制の確保にも重点をおいた体制づくりを目指しています。同時に、生活習慣病対策や健康づくりの機運の醸成に取り組むため、予防重視の「東京都健康推進プラン 21 新後期５か年戦略」を策定し都民の健康づくり対策に取り組んでいます。

○　区においてもこうした経緯を受け、「健康ぶんきょう 21」の策定や、これらの課題に迅速に対応するための組織改正を行ってきました。今回は、これまでの保健計画の期間終了を期に、今後の「健康ぶんきょう 21」との統合を視野に、新たに保健医療計画としてより区民の健康維持増進を実現する包括的な計画として改定を行います。

（1） 区民の健康意識

本調査は、区民の健康状態や健康管理の方法、区の健康づくりに関する要望等を把握し、今後の区の保健行政を充実させることを目的として平成 18 年に実施しました。この結果の一部について掲載しました。

○ 健康感

非常に健康、健康を合わせた「健康」は、男性で 68.7%、女性で 75.0%と、「健康と感じている人」は女性の方が多い結果となりました。

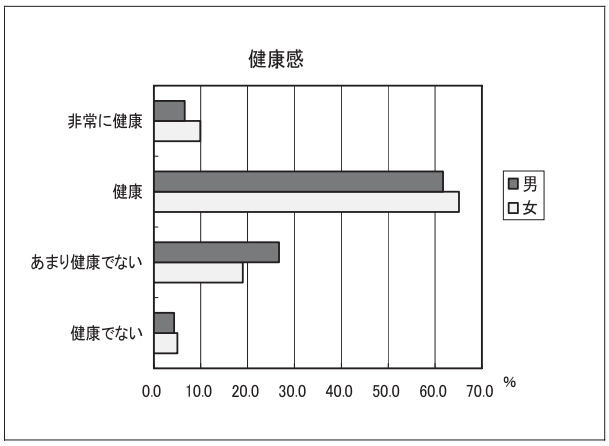

○ 健康への配慮の内容

体重・健診・運動では男性が多く、食事・休養・健康情報では女性が多い結果となりました。

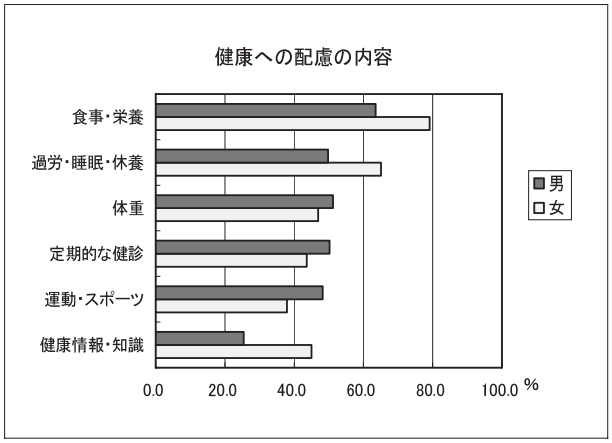

○ 過去１年間における、生活習慣病健診等の有無

過去 1 年間に生活習慣病の健診を受けたことが、「ある」人は全体で約 7 割、男性が 74.3%、女性が 65.3%と男性の方が受診率が高い結果となりました。

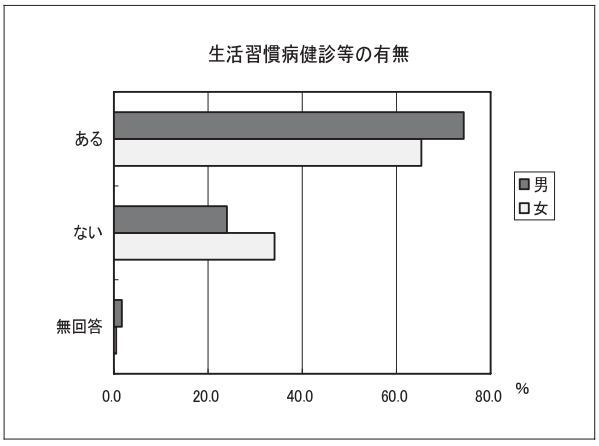

○　健診等の受診をきっかけにした健康管理への注意

生活習慣病の健康診査を受けた人で健診をきっかけとして健康管理に注意を払うようになったかを聞いたところ、男女ともに約 6 割の人が「払うようになった」と答えました。

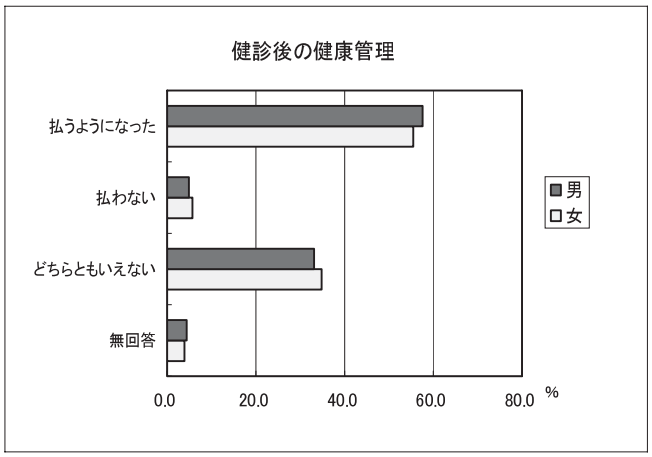

○　過去 1 年間における、がん検診の受診

胃がん、大腸がん健診の受診率が全体で 30%を超えています。女性では子宮がん検診の受診率が高く、なかでも 40 代では 45.8%と半数近くにのぼります。

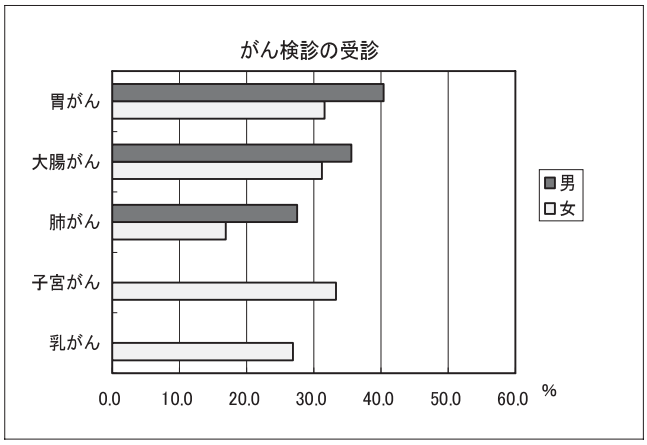

○ﾒﾀﾎﾞﾘｯｸｼﾝﾄﾞﾛｰﾑの認知状況

メタボリックシンドロームについて「内容や意味を知っている」と「名前だけは知っている」を合わせた周知度は、男性で 90.5%、女性で 93.2%と圧倒的多数の人が認識しているという結果となりました。

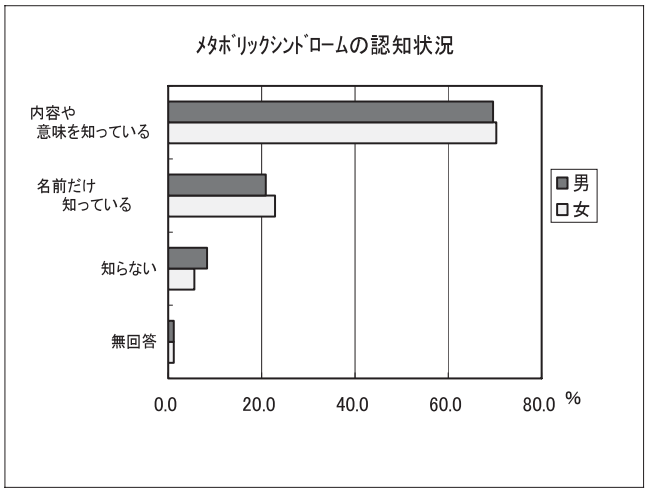

（２）区の保健医療統計

○　人口動態調査年次推移

出生数は、平成７年の 1,029 人を底に増加傾向にあり、平成 19 年では 1,469 人(概数)まで回復しています。婚姻数も同様の推移を示しています。

昭和 60 年次から観測すると、死亡数は 1,228 件から 1,502 件(概数)、離婚数は 245 件から 317 件へと緩やかに増加しています。

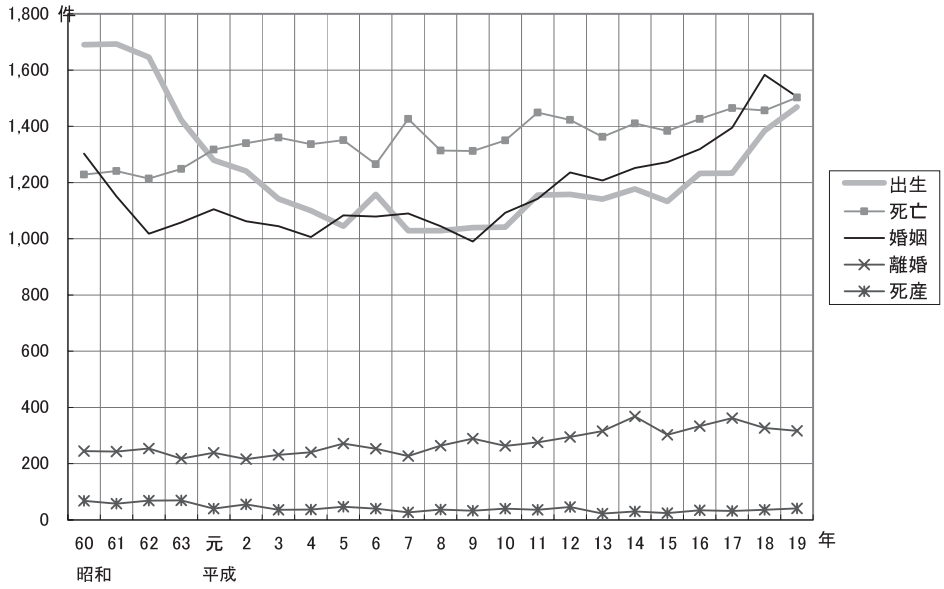

○　区の主要死因の推移

平成 19 年の区の死亡者総数は 1,502 人(保健所調査数)でした。主要死因別の総死亡に対する割合では悪性新生物が 31.6%、心疾患が 15.2%、脳血管疾患が 10%と、生活習慣病が全体の約６割を占めています。

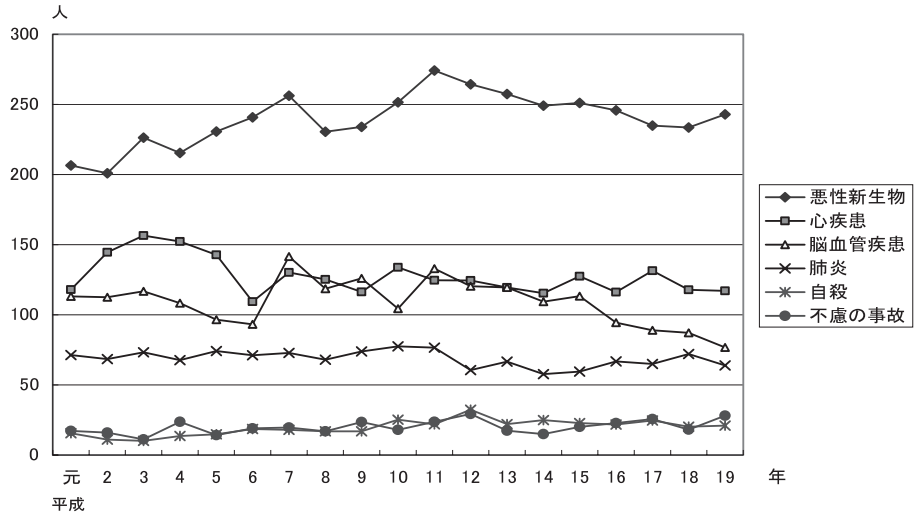

資料：保健所事業概要

○　年齢調整 死亡率*

①　総死亡

区の年齢調整死亡率は、全国と比べて男性はやや低く、女性は概ね同じくらいで推移しています。

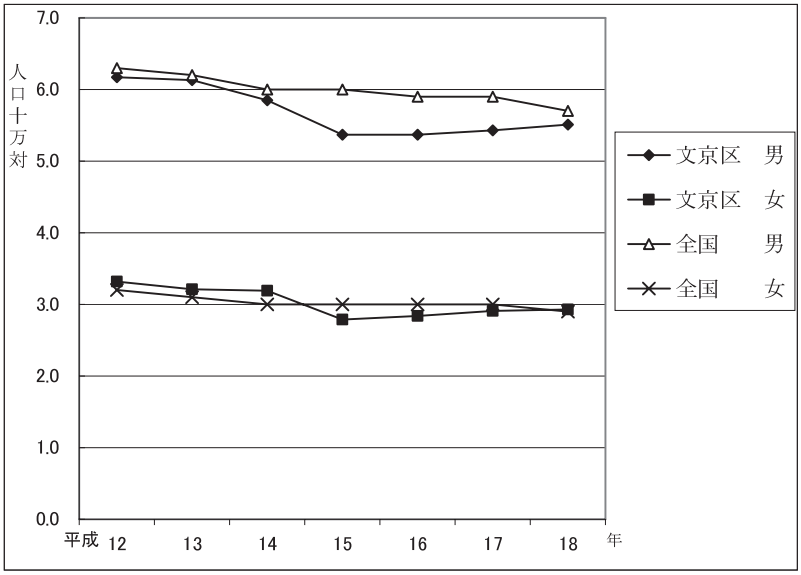

②　悪性新生物

悪性新生物の年齢調整死亡率は、男性では全国・区とも減少傾向にあり、女性では全国・区とも概ね横ばいで推移しています。

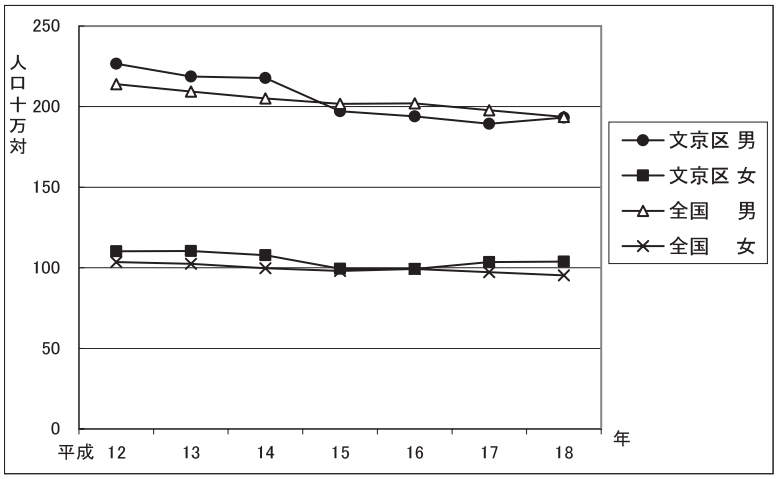

＊　年齢調整死亡率とは、地域間の年齢構成の違いの差を取り除いて比較するために用いられる死亡率で、基準人口（昭和 60 年モデル人口）に合わせて比較したものです。なお区の数値は、各年の死亡数の変化を平準化するため、当該年度を含めた前後 3 年間の死亡数で算出しています。

③　心疾患

心疾患の年齢調整死亡率は、男女とも区は全国より低く、概ね横ばいに推移しています。

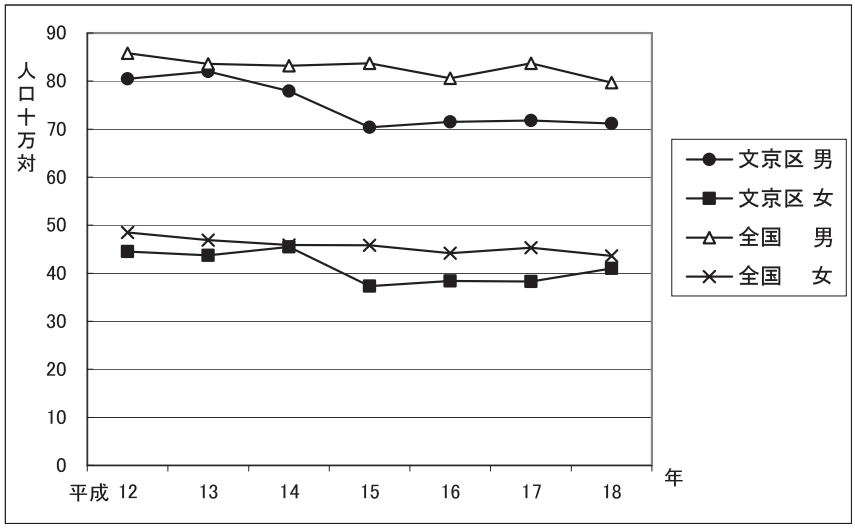

④　脳血管疾患

脳血管疾患の年齢調整死亡率は、男女ともに全国、区ともに減少傾向にあります。

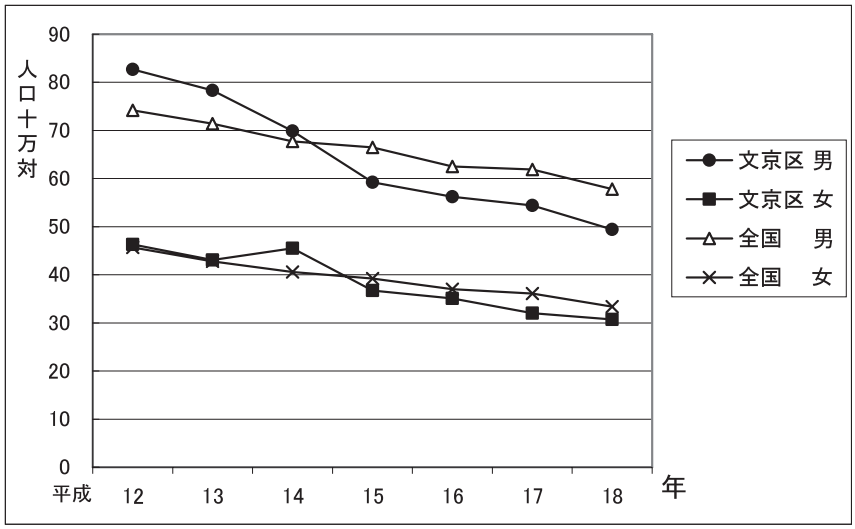

○　平均寿命*

区の平均寿命を全国・東京都・特別区と比較すると、平成 12 年は男女ともに低い状況でしたが、平成 17 年の男性はやや高く、女性ではほぼ同じくらいとなっています。　また、この 4 年間で全体的に 1 歳程度平均寿命が延びた結果となっています。

①　男性

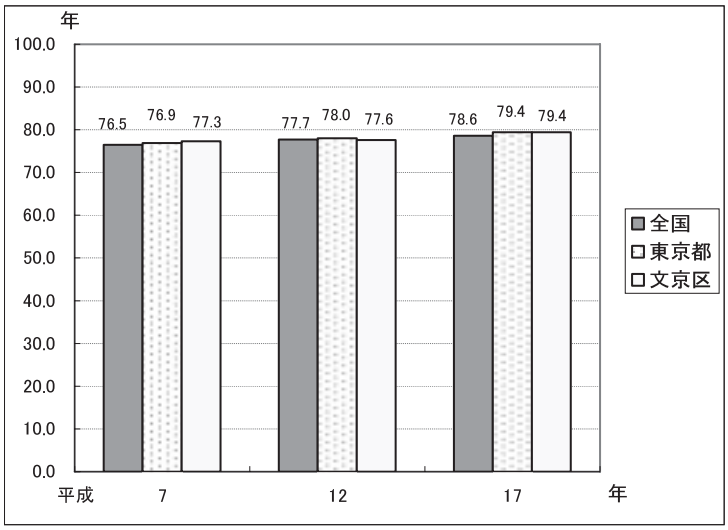

②　女性

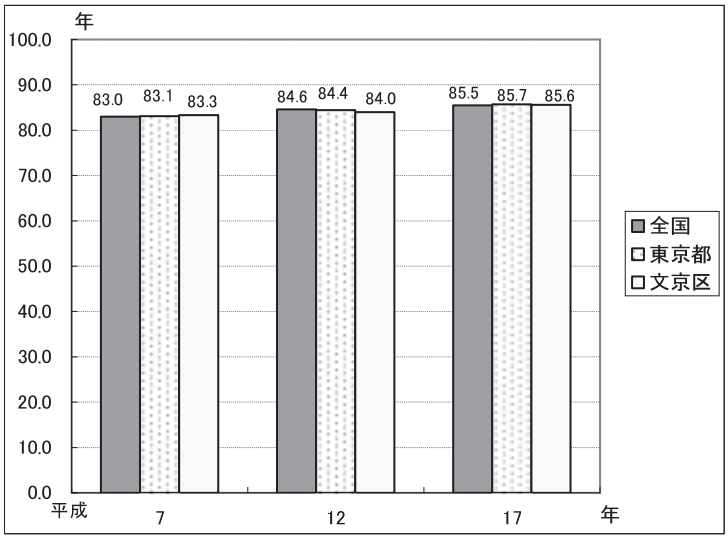

資料：全国　／厚生労働省「第 20 回 生命表」
東京都／厚生労働省「平成 17 年 都道府県生命表の概況」
文京区／厚生労働省「平成 17 年 市区町村別生命表の概況」

＊ 平均寿命とは、その人口集団の死亡状況が今後変化しないと仮定したときに、0 歳の者が平均してあと何年生きられるかという期待値を表したものをいいます。

○　65 歳健康寿命

65 歳の人が、何らかの障害のために要介護認定(ここでは要介護２の認定)を受けるまでを健康な状態と考えたとき、65 歳から要介護認定を受けるまでの平均期間を、65 歳平均自立期間といいます。65 歳健康寿命とは、65（歳）に、この 65 歳平均自立期間を加えたものをいい、平成 19 年の区民の 65 歳健康寿命は男性が 82.0 歳、女性が 85.4 歳となっています。

①　男性

年次	65 歳健康寿命
平成 16 年	81.6 歳
平成 17 年	81.8 歳
平成 18 年	82.1 歳
平成 19 年	82.0 歳

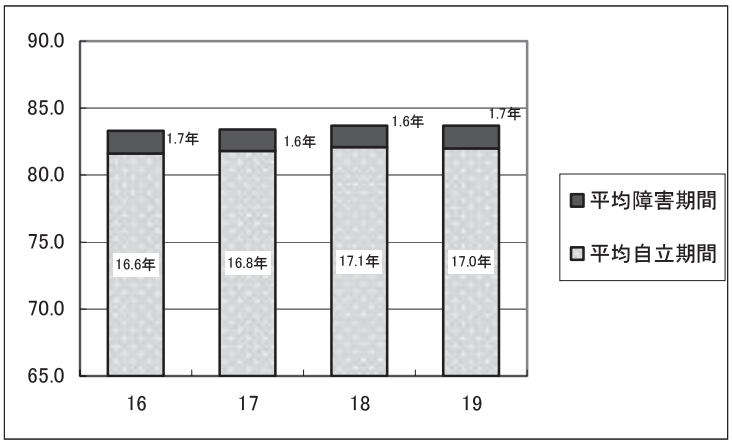

②　女性

年次	65 歳健康寿命
平成 16 年	85.0 歳
平成 17 年	85.1 歳
平成 18 年	85.4 歳
平成 19 年	85.4 歳

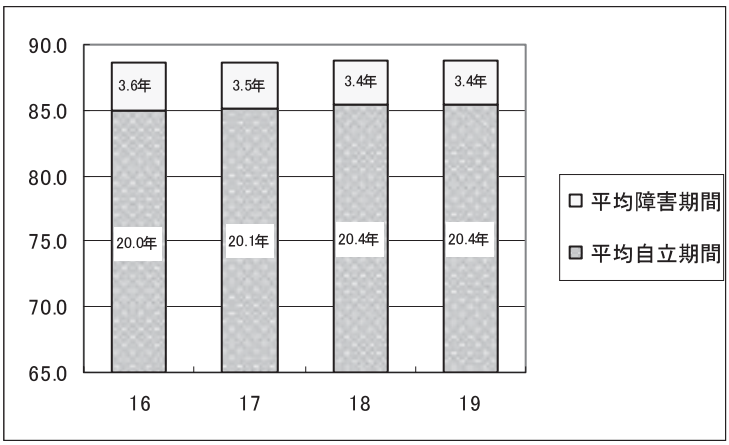

（３）　地域保健医療施設

○　医療施設の概況

①　病院

病院数

病院施設数	救急指定医療機関	東京都指定二次救急医療機関	災害拠点病院
11	7	7	5

病床数と種類

一般病床	療養病床	精神病床	感染症病床	結核病床
5,348	74	131	10	47

診療科目別延べ件数（平成 20 年 10 月 1 日現在）

内科	10	整形外科	8	皮膚泌尿器科	1
呼吸器科	6	形成外科	5	皮膚科	8
消化器科	4	脳神経外科	6	泌尿器科	7
胃腸科	1	呼吸器外科	2	肛門科	2
循環器科	6	心臓血管外科	4	リハビリテーション科	3
小児科	8	小児外科	2	放射線科	8
精神科	7	産婦人科	5	麻酔科	7
神経科	2	婦人科	4	歯科	4
神経内科	5	眼科	8	矯正歯科	2
リウマチ科	1	耳鼻咽喉科	8	小児歯科	1
外科	9	産科	1	歯科口腔外科	3

資料：第 41 回文京の統計、東京都福祉保健局「平成 20 年 医療機関名簿」

② 診療所

診療所数

総数	有床	無床
255	4	251

診療科別延べ件数（平成 20 年 10 月 1 日現在）

内科	185	整形外科	24	泌尿器科	9
呼吸器科	21	形成外科	7	性病科	3
消化器科(胃腸科)	47	美容外科	3	肛門科	6
循環器科	36	脳神経外科	3	リハビリテーション科	26
小児科	61	心臓血管外科	0	放射線科	9
精神科	25	産婦人科	4	麻酔科	10
神経科	15	産科	6	歯科	11
神経内科	6	婦人科	8	矯正歯科	1
心療内科	17	眼科	24	小児歯科	1
アレルギー科	21	耳鼻咽喉科	17	歯科口腔外科	1
リウマチ科	2	気管食道科	2		
外科	37	皮膚科	43		

③ 歯科診療所

歯科診療所数

総数
236

診療科目別延べ件数（平成 20 年 10 月 1 日現在）

歯科	矯正歯科	小児歯科	歯科口腔外科
229	83	96	53

資料：第 41 回文京の統計

：東京都福祉保健局「東京都の医療施設」

④ 薬局

薬局数	薬店数
127	50

⑤　助産所

助産所数
11

○　健康安全の統計

①　区民の食品に関する苦情・相談件数の年次推移

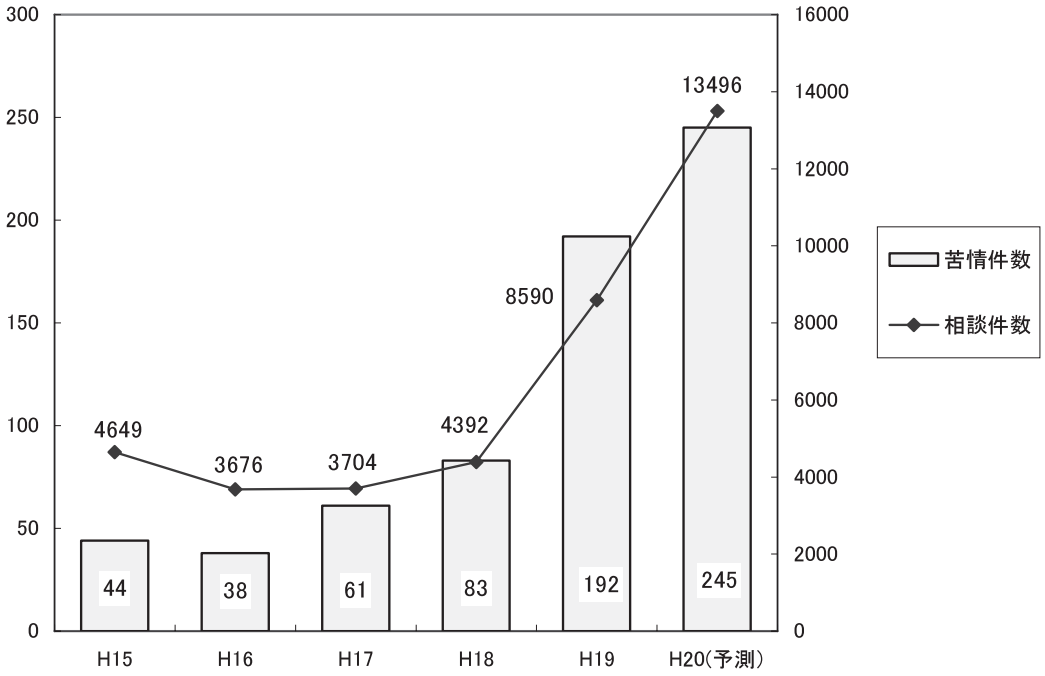

②　生活衛生関係施設の概況

(1)環境衛生関係施設総数
6,734
(2)食品衛生関係施設総数
8,735
(3)食鳥処理施設数
8
(4)薬事衛生関係施設総数
3,862
(5)畜舎(犬舎)数
11

資料：保健所事業概要

２　地域保健医療に関する重点課題

○　健康づくりの推進

区民の健康づくりを推進するために、生活習慣や健康へのリスクファクターの視点から「健康ぶんきょう 21」平成 20 年度から 24 年度を策定しました。これに生涯にわたる健康づくりを見据え、ライフステージごとに子育て支援や介護予防の観点も不可欠です。

○　病気の予防と療養支援

病気になったときは、早期の発見と治療が大切です。また、闘病が長期にわたる場合には、療養生活の支援が必要になります。精神疾患の方は疾病と障害を併せ持つ特性から、確実な治療の継続と相談体制や生活支援対策の充実が求められています。進行性で原因が不明な難病への支援、大気汚染を含む生活環境によるアレルギー疾患の予防など各種対策の拡充も必要です。

○　地域医療の推進

疾病の段階に応じて地域で適切な医療を受けるためには、かかりつけ「医・歯科医・薬局」そして病院などがそれぞれの役割分担を明確にした上で、それらを切れ目なくつなぐ医療連携対制の構築が重要です。そのためには区民に対する地域の医療機関に関する情報提供も求められています。救急医療や大規模災害の初期対応は、第一義的には区の責任で整備されなければなりません。区民の安心・信頼を得る医療体制を地域で構築するために、医療機関等と連携する取組みが必要です。

○　健康安全の確保

ＳＡＲＳや新型インフルエンザなど新たな感染症の危険性が指摘されるなか、国、都と連携した健康危機管理体制の構築が必要です。また、食の安全確保や理容・クリーニング・公衆浴場の衛生管理、水・空気を含む居住空間の安全性確保、動物の適正飼育など、区民の健康な生活を維持するため、それぞれの施策を着実にすすめる必要があります。

３　計画事業と目標

（１）計画の目標

すべての区民が健康を保持し、さらに健康を増進できるよう健康づくりの推進を始め疾病の予防や早期発見に努め、安全な生活環境を守る施策を実施することにより安全で健康な地域社会を目指します。

そのため、計画の基本目標を「健康づくりの推進」「病気の予防と療養支援」「地域医療の推進」「健康安全の確保」とし、より具体的な取組みを進めていきます。

（２）基本的考え方

次のような基本的考え方に沿って、施策を推進していきます。

○　健康づくりの推進のため、平成 20 年度に「健康ぶんきょう 21」を改定し具体的取り組みを明らかにしました。生涯にわたる健康づくりの実現のため、今回保健計画の改定時にさらに「母子の健康づくり」と「高齢者の健康づくり」を取り上げ、区民１人ひとりが主体的に健康づくりを進め、健康への意欲を持続できるよう、仲間づくりや環境の整備に及ぶ取組みを実施していきます。

保健に関する２つの計画は、総合的な保健医療計画として統合することが望ましいとされています。そのため、「健康ぶんきょう 21」計画の終期である平成 24 年度に「保健医療計画」と「健康ぶんきょう 21」を統合します。

○　疾病の対策として、早期発見と治療の支援とともに、長期治療に対する療養支援や精神疾患患者への相談体制や医療費補助、難病患者への国・都の医療費助成や訪問診療施策に加え在宅医療体制の整備を含む療養支援の拡充を行います。また、呼吸器疾患対策として、公害健康被害補償や大気汚染医療費助成はじめとする被認定者の健康回復及び保持・増進事業を行うとともに、増加するアレルギー疾患への取組みを進めます。

○　疾病の予防から治療、療養まで、健康を回復・維持する医療や関係する医療機関に対し、かかりつけ「医、歯科医、薬局」から病院、在宅医療まで、それぞれの機関に応じた役割分担を明確にします。そして、地域全体で切れ目ない医療が提供される体制を整えていきます。また、災害時の医療を含め、地域の医療体制の充実を図るため、地域の医療連携の構築を進めます。

○　健康に生活することを維持するために、BSE の発生や偽装事件に対する食の安全、新型インフルエンザへの対応など新たな感染症等への健康危機管理対策を行うほか、国や都と連携した予防対応策を構築します。

　また、日常利用する理容・美容・クリーニング・公衆浴場等の施設に対し衛生管理の徹底を図るため、適切な指導と情報提供を行います。

　居住環境では水や空気の安全確保、愛玩動物の適正飼育による動物との共存を目的とした事業を進めます。

(3) 計画の体系

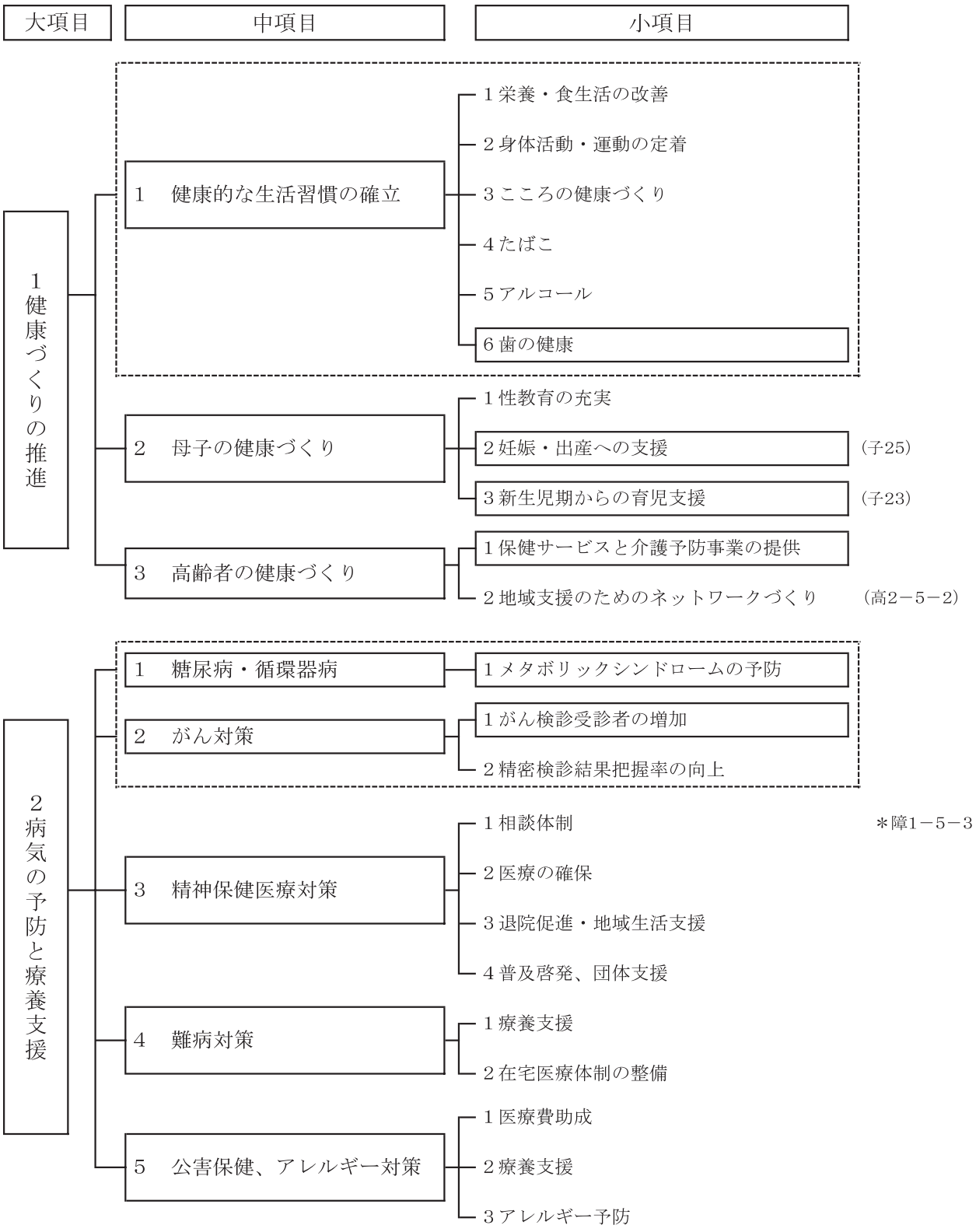

【凡例　各分野別計画に共通】
・小項目の枠囲み表示事業は、計画目標を掲げ進行管理の対象とする予定の事業です。
・他の分野との重複掲載事業については、小項目の末尾に（　　）または＊がついています。
（　　）・・・本計画（保健医療計画）で取り上げています。
＊・・・他の分野別計画で取り上げています。
重複掲載事業の表記は、分野別計画の頭文字＋事業ごとの連番または大中小項目の枝番で表記しています。
子・・・子育て支援計画、高・・・高齢者・介護保険事業計画、障・・・障害者計画
保・・・保健医療計画、地・・・地域福祉の推進計画

・[　]・・・「健康ぶんきょう２１」計画に記載

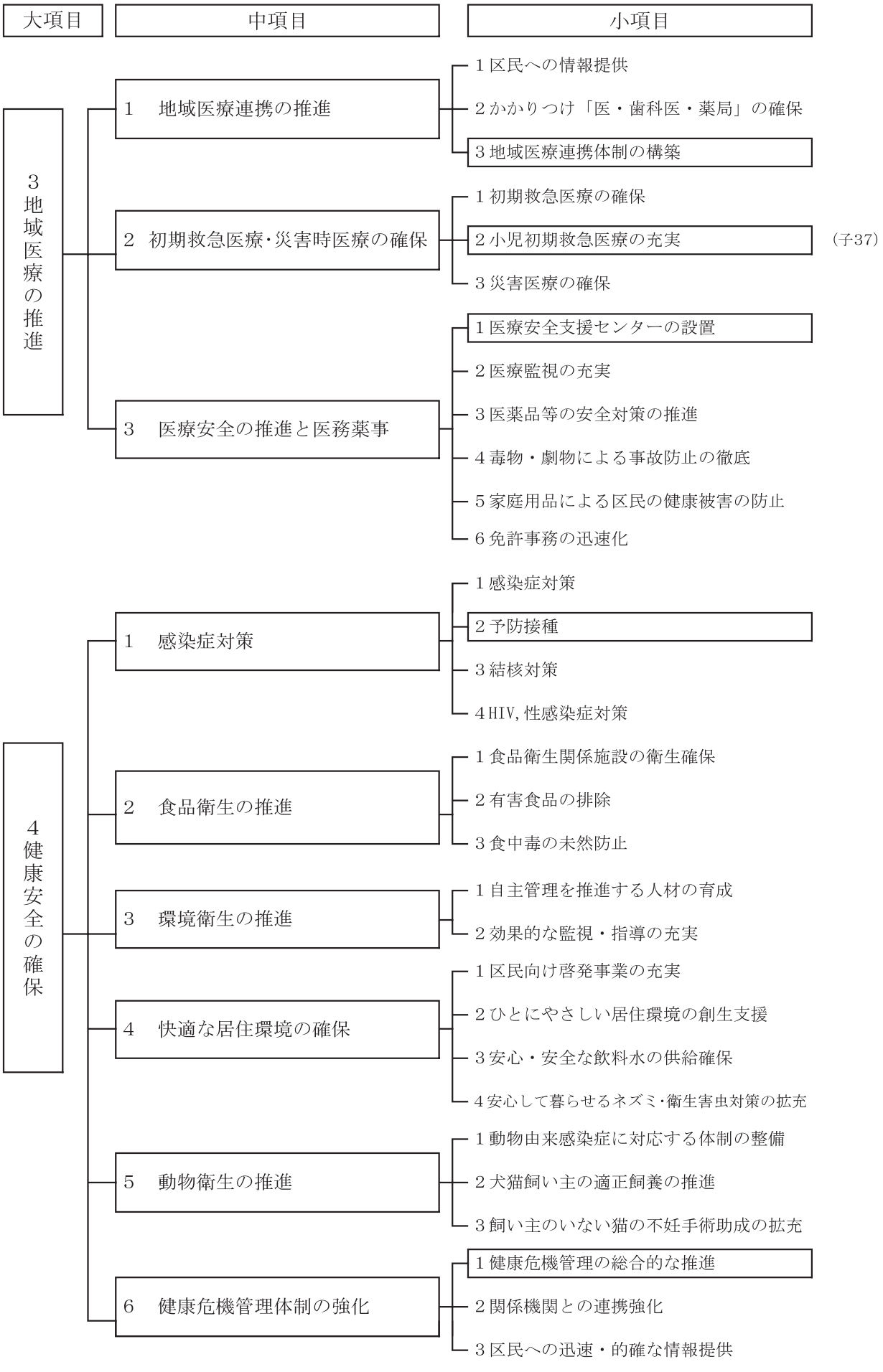
大項目
中項目
小項目
3 地域医療の推進
1 地域医療連携の推進
1 区民への情報提供
2 かかりつけ「医・歯科医・薬局」の確保
3 地域医療連携体制の構築
2 初期救急医療・災害時医療の確保
1 初期救急医療の確保
2 小児初期救急医療の充実
(子37)
3 災害医療の確保
3 医療安全の推進と医務薬事
1 医療安全支援センターの設置
2 医療監視の充実
3 医薬品等の安全対策の推進
4 毒物・劇物による事故防止の徹底
5 家庭用品による区民の健康被害の防止
6 免許事務の迅速化
4 健康安全の確保
1 感染症対策
1 感染症対策
2 予防接種
3 結核対策
4 HIV, 性感染症対策
2 食品衛生の推進
1 食品衛生関係施設の衛生確保
2 有害食品の排除
3 食中毒の未然防止
3 環境衛生の推進
1 自主管理を推進する人材の育成
2 効果的な監視・指導の充実
4 快適な居住環境の確保
1 区民向け啓発事業の充実
2 ひとにやさしい居住環境の創生支援
3 安心・安全な飲料水の供給確保
4 安心して暮らせるネズミ・衛生害虫対策の拡充
5 動物衛生の推進
1 動物由来感染症に対応する体制の整備
2 犬猫飼い主の適正飼養の推進
3 飼い主のいない猫の不妊手術助成の拡充
6 健康危機管理体制の強化
1 健康危機管理の総合的な推進
2 関係機関との連携強化
3 区民への迅速・的確な情報提供

（４） 計画事業

１　健康づくりの推進

健康づくりの目的は「生涯にわたり豊かで充実した人生を実現し、より高い生活の質（QOL）を維持しながら、健康寿命を延伸すること」にあります。そのためには、区民一人ひとりが主体的に健康づくりを進めるとともに、そうした意欲を持続できるよう支援することが必要です。そのための仲間づくりを支援し、健康的な環境を整備します。

この健康づくりの推進は、主として平成 20 年度に改定した「健康ぶんきょう２１」に記載しています。この計画の特徴として、「がん」「循環器病」「食育」をはじめとする新しい分野を加えたほか、分野ごとに重点目標を定め具体的取り組みを明確にしました。

今回の保健医療計画の改定に際しては、「健康ぶんきょう 21」で定めた取り組みに加え、「母子の健康づくり」と「高齢者の健康づくり」を位置づけ、様々な保健事業の推進について記載しました。区は、区民の健康保持の基本となる取組みに、区民の参加や NPO・企業の協力を得て、区全体をあげて取り組みます。

１－１　健康的な生活習慣の確立

死亡原因の多くを占める、がん・心臓病・脳卒中・糖尿病などの生活習慣病を予防するために、留意すべき生活習慣は栄養・運動・たばこ・アルコール・口腔など様々な分野にわたります。区では、特に重要な課題について、区民の健康づくり計画である「健康ぶんきょう２１（平成 20～24 年度）に分野別目標と具体的な行動目標を設定し、生活習慣の改善に取り組んでいます。

１－１－６　歯の健康

現況（平成 19 年度末）	目　標（本計画期間内）
歯周疾患検診 ・対象者　満 40・50・60・70 歳 ・受診者数　1,133 人 ・受診率　　10.9%	成人の口腔衛生の保持増進を図り、かかりつけ歯科医をもつ機会を提供するため、歯周疾患検診を実施する。 ・対象者　満 30・40・50・60・70 歳 ・受診率　15%

１－２　母子の健康づくり

母子保健事業は、子どもを健やかに産み、育てるための活動であると同時に、生涯を通じて健康な生活を送る健康づくりのための基礎となる重要な活動です。しかし、育児不安や児童虐待の問題等、母子保健を取り巻く厳しい状況が続いています。区では、乳幼児期に必要な情報の提供や母親同士の交流事業を実施し、母親の育児不安の解消や乳幼児虐待予防に取り組んでいます。

１－２－２　妊娠・出産への支援

現況（平成 19 年度末）	目　標（本計画期間内）
妊婦健康診査受診票交付 一般健康診査　1 人当たり 2 枚 超音波検査　満 35 歳以上 1 枚	妊婦の健康リスクを把握し安全な出産に導き、また経済的負担を軽減するため、公費負担による妊婦健康診査の拡充を図る。さらに「妊婦歯周疾患検診」を実施し、歯周疾患のリスクが高まる妊娠期の口腔衛生の向上を図る。 ・一般健康診査　1 人当たり　14 枚 ・都外医療機関・助産所での健診に公費負担を実施 ・超音波検査　1 人当たり　1 枚 ・歯周疾患検診　1 人当たり　1 枚

１－２－３　新生児期からの育児支援

現況（平成 19 年度末）	目　標（本計画期間内）
新生児訪問 訪問件数　665 件	訪問の対象を新生児から生後 4 か月までの乳児に拡大し、全戸訪問を目指して訪問事業の充実を図る。 保健師・助産師が家庭を訪問し、産婦の心身の健康管理及び新生児の発育、栄養、生活環境、疾病予防について助言を行うことにより、親の育児を支援し、新生児の健やかな成長を促す。 ・訪問件数　1,000 件

１－３　高齢者の健康づくり

元気高齢者、特定高齢者を対象とした地域の身近な施設における健康づくり活動や学習機会の充実等により、「介護予防」を推進し、高齢期の健康の保持・増進を図っていきます。さらに、高齢者自らが日常生活において寝たきり予防に積極的に取り組むことができるように、地域における自主活動の支援を行います。

また、閉じこもりがちな高齢者等を把握し、介護予防事業に結び付けるため、保健師等の訪問活動や地域の関係機関（医師会、民生・児童委員、話し合い員など）との連携を行う地域支援のためのネットワークづくりを進めます。

１－３－１　保健サービスと介護予防事業の提供

現況（平成 19 年度末）	目　標（本計画期間内）
・特定高齢者介護予防事業 生活機能評価で把握された特定高齢者を対象に、運動機能・口腔機能の低下、低栄養のリスク等を改善するための介護予防プログラムに基づく「介護予防教室」を、区内の 10 会場において実施している。	高齢者が身近な地域で教室に参加できるようにするため、「介護予防教室」の会場数を 13 会場に拡充する。 ・筋力向上トレーニング教室 ・筋力向上マシーントレーニング教室 ・栄養改善教室 ・口腔機能向上教室

２　病気の予防と療養支援

区民の健康を脅かす病気はたくさんあります。中でもメタボリックシンドロームやがんを始めとする生活習慣病対策は重要です。これらの予防のためには、健康づくりが最も大切ですが、かかってしまった場合には早期発見して治療につなげることや、療養生活の支援が欠かせません。

この保健医療計画では、精神疾患や難病疾患、公害保健、アレルギー対策についても記載しました。これらの疾患に対しては確実な治療を継続することが大変重要であり、そのための療養支援や医療費助成など様々な施策が講じられています。また、さらに療養しやすい環境づくりのための相談体制の充実も望まれます。

２－１　糖尿病・循環器病

糖尿病や心臓病・脳血管疾患などの循環器病は内臓脂肪型肥満が関連することがわかっています。糖尿病や循環器病を減らすためにメタボロックシンドロームの予防対策を充実します。

区では平成 19 年度まで老人保健法に基づき、40 歳以上の区民を対象に生活習慣病の早期発見を目的とした基本健康診査を実施してきましたが、平成 20 年度からは高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、医療保険者として 40 歳以上の国民健康保険加入者を対象に、特定健康診査・特定保健指導を実施し受診率の向上に努めています。また、各医療保険者が実施する特定健康診査の対象とならない 40 歳以上の区民に対しても、健康増進法に基づき同様の健康診査を実施します。

２－１－１　メタボリックシンドロームの予防

ここでは、医療保険者として実施する特定健康診査・特定保健指導を計画事業として取り上げます。

現況（平成 19 年度末）	目　標（本計画期間内）
――――――――	1 特定健康診査受診率(国民健康保険加入者)の向上 （特定健診実績報告） 平成 23 年度：60.0%　平成 24 年度：65.0% 2　特定保健指導実施率の向上(特定保健指導実績報告)　平成 23 年度：40.0%　平成 24 年度：45.0% 3　メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少(特定健診実績報告) 平成 24 年度：平成 20 年度に比べ 10%減少

２－２　がん対策

がん予防の取り組みの最終的な目標は、がんによる死亡率の減少です。がんは、症状が現れたときには進行していることが多いため、症状が現れる前に早期に発見して治療することが重要です。

近年、がんの診断・治療技術は進歩しているため、今後は早期発見・早期治療のために、がん検診を受診する人がさらに増加することを目指します。

２－２－１　がん検診受診者の増加

現況（平成 19 年度末）	目　標（本計画期間内）
がん検診受診率 乳がん　　平成 19 年度：6.7％ 子宮がん　平成 19 年度：12.0％ 胃がん　　平成 19 年度：13.5％	1 がん検診受診率の向上（がん検診実績報告） 平成 23 年度　乳がん 14％　子宮がん 16％　胃がん 18％ 2　乳がん精密検診結果把握率の向上（乳がん検診実績報告） 平成 23 年度　30.0％

２－３　精神保健医療対策

精神保健福祉施策は「入院医療中心から地域生活中心へ」と大きな転換期を迎えています。そのため精神障害者の保健、医療、福祉に関する施策を総合的に実施し、精神障害者の社会経済参加を促進させていきます。また、「疾病」と「障害」を合わせ持つ精神障害者が地域で安心して生活できるように、支援していくことが重要です。

２－４　難病対策

難病患者の安定した療養生活の確保と、難病患者および家族の生活の質の向上のため、医療を含めた療養の相談や在宅療養支援の様々な施策を充実します。

２－５　公害保健、アレルギー対策

公害健康被害の認定を受けている方の健康の回復・保持・増進を図るためのリハビリテーション事業や大気汚染の影響による健康被害を予防するための機能訓練事業を行うことにより、被害者等の保護及び健康の確保を目指します。また住環境、スギ花粉など様々な発症のリスク要因

が区民を取り巻く中、アレルギー疾患へ理解を深めるため正確な情報を提供するように努めていきます。

３　地域医療の推進

現在、区は、11 の病院、255 の診療所、236 の歯科診療所及び 127 の薬局等を有し、医療提供施設に非常に恵まれた地域となっています。

区民が地域において安心して医療を受けられるよう、医療安全体制の整備をすすめるとともに、地域の医療提供施設それぞれの機能に応じた役割分担と連携を促進します。

また、事故や急病などの救急時や大規模震災等の災害時でも、必要な医療を受けられる体制の確保に努めます。

３－１　地域医療連携の推進

区民が適切に保健医療サービスを利用できるよう、健康に関する情報を提供し、正しい知識の普及啓発を実施します。

また、区民に適切な医療を提供するためには、地域の医療提供施設がそれぞれの機能に応じた役割分担の下に、連携体制の強化を図る必要があります。今後は、区内の病院と地区医師会・歯科医師会・薬剤師会等との検討の場を設定することにより、二次医療圏の連携に加え、地域医療連携の推進に努めます。

３－１－３　地域医療連携体制の構築

現況（平成 19 年度末）	目　標（本計画期間内）
――――――――	区民に切れ目ない医療を提供するための地域医療連携について協議するため、地区医師会、歯科医師会、薬剤師会、区内の大学病院・都立病院、訪問看護ステーション、管理栄養士等を委員とする（仮称）地域医療連携推進協議会を設置する。

３－２　初期救急医療・災害時医療の確保

平成20年８月１日現在、東京都指定二次救急医療機関を区内に７施設、また、東京都災害時拠点病院は５病院有しており、医療資源に非常に恵まれた地域となっています。

小児救急医療に関しては、成人に比べて小児は夜間の救急患者の割合

が高いのですが、入院に至らない比較的軽症な患者が大部分を占めているのが現状です。

このため、夜間にも身近な地域で小児の初期救急診療が受けられるような体制整備をはかるとともに、保護者が子どもの体調の変化に適切に対応できるよう、子どもの病気や怪我に関する知識の普及啓発を推進します。

また、災害時における初動期の医療救護体制を担保するため、区内各所に災害用医療資材を配備し、文京区総合防災訓練には実際に医師を派遣しトリアージ等の訓練を行っています。

３－２－２　小児初期救急医療の充実

現況（平成 19 年度末）	目　標（本計画期間内）
――――――	子どもの救急医療受診の必要性について、保護者が適切に判断できるようなガイドブックを作成し、子どもを持つ家庭に配布する。 また、平日準夜間の小児初期救急医療体制に関する検討の場を設定する。

３－３　医療安全の推進と医務薬事

平成 18 年の医療法改正により医療関係情報提供の推進、医療安全確保のための体制の整備等が規定されました。これを受けて区でも医療機関案内や医療相談に対応するために「患者の声相談窓口」を開設しました。同時に、相談窓口と連携した医療監視体制を充実させることにより医療における安全の確保を図っています。

３－３－１　医療安全支援センターの設置

現況（平成 19 年度末）	目　標（本計画期間内）
――――――	平成 20 年度に開始した「患者の声相談窓口」では、区民からの医療に関する相談について、専任看護師 1 名が専用電話で対応している。機能を強化拡充し、相談対応だけではなく、医療に関する講演会や医療機関への最新情報の提供も行うことができる専門スタッフによる医療安全支援センターの設置を行い、区における医療の安全の実現を目指す。 ・医療安全支援センター　1 か所　　講演会　1 回

４　健康安全の確保

昨今ＢＳＥの発生や続発する偽装事件により食の安全への信頼が揺らいでいます。一方交通機関の発達に伴いＳＡＲＳや新型インフルエンザをはじめとした新たな感染症流行の危険性が高まり、区民の健康を守る迅速で的確な対応が必要になります。

また区民が日常利用する理容・美容・クリーニングや公衆浴場など区民の健康に影響を与える事業者の衛生管理が適切に実施できるよう情報提供や指導に努めます。また、水や空気の安全性の確保や動物の適正飼養による健康危害の防止のために人と動物が共存できる地域社会の実現を目指し具体的な提言をしていきます。

４－１　感染症対策

感染症の完全撲滅は大変困難で、近年の麻しんの流行や結核など古い感染症もなくなったわけではありません。また新型インフルエンザなど常に新しい感染症の出現する危機があること、海外からの感染症の流入の危険が常にあることも考えておく必要があります。区では、区民への正確な情報提供に努めるとともに、予防接種率の向上など、積極的に感染症対策を行っていきます。

４－１－２　予防接種

現況（平成 19 年度末）	目　標（本計画期間内）
平成 19 年度 MR（麻しん・風しん）予防接種数 第 1 期　1291 人 （対象者 1317 人　接種率 98.0%） 第 2 期　1149 人 （対象者 1288 人　接種率 89.2%）	麻しん予防接種の接種率９５%以上を目指す。

４－２　食品衛生の推進

区民・食品関係事業者・行政のリスクコミュニケーションの充実、及び食品関係施設の自主管理の推進を中心に、地域の実状に合わせた監視指導を行うことにより区における食品等に起因する衛生上の危害の発生を防止し、区民の食生活の安全を確保します。

４－３　環境衛生の推進

理・美容所、クリーニング所、公衆浴場、興行場、旅館業、プール、墓地、大規模建築物等の環境衛生関係施設における、空気環境や水質等の衛生状態を良好に保ち、区民が安心して利用できる状態を確保します。

４－４　快適な居住環境の確保

住まいをとりまく水・空気・ダニ・カビ・アレルゲン等について、正確で最新の情報提供や助言を行い、区民が自らの判断に基づき、安心・快適な居住環境で暮らせるよう支援していきます。

４－５　動物衛生の推進

狂犬病等の人畜共通感染症を防ぐ事業やペットによる糞尿等の生活被害を防ぐための適正飼養を指導する事業および外猫を減少させる事業を推進し、ペットと人が穏やかに共生できる社会の実現をめざします。

４－６　健康危機管理体制の強化

新興・再興感染症や生活環境に由来する食中毒・飲料水の事故及びＮＢＣ（核・生物・化学兵器）テロなどのさまざまな健康危機から区民の健康と生命を守るために、保健所機能の強化及び関係機関との連携・協働して対応できるよう管理体制のさらなる充実を図ります。

４－６－１　健康危機管理の総合的な推進

現況（平成 19 年度末）	目　標（本計画期間内）
健康危機管理マニュアルの整備（文京区健康危機管理マニュアル　平成 15 年 7 月 1 日施行）	健康危機管理と公衆衛生の拠点としての保健所機能の強化と協働体制を構築するため、庁内体制を再確認する必要がある。また、原因不明の健康危機の発生や直下型地震や都市型水害などの自然災害に伴う健康危機、無差別テロや大規模事故に伴う化学性毒物･予知できない想定外の健康危機に直面したとき、迅速な対応で被害を最小限にすることが必要であり、現在の健康危機管理マニュアルを改正する。